

2016年（平成28年）4月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

道路，下水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報
を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の
省略について（答申）

2016年（平成28年）3月28日付けで諮問（第799号）された道路，下
水道管渠，準用河川及び水路の管理及び応急補修に係る個人情報を目的外に提供す
ること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申し
ます。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は
「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省
略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成28年2月8日付文書にて，神奈川県藤沢北警察署司法警察員から，刑
事訴訟法第197条第2項に基づく捜査のため，湘南台駅地下自由通路内トイ
レ出入口に設置された防犯カメラの記録に関する情報提供を求める照会がな
された。

刑事訴訟法第197条第2項の規定は，当該個人情報を目的外のために提供
しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず，実施機関の裁
量に委ねられている場合に該当するため，神奈川県藤沢北警察署司法警察員に
防犯カメラの録画データを目的外に提供することについて，藤沢市個人情報の
保護に関する条例第12条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議
会に諮問するものである。

(2) 目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

湘南台駅地下自由通路内トイレ出入口に設置された防犯カメラの、平成28年2月5日午前5時から午後7時までの録画データ

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢北警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は、「捜査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体・その他の者に対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われたものであり、受け取った情報についても守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会は、捜査関係事項照会書に添付の理由書に記載されたように、「平成28年2月5日午前5時ころから、同日午前10時ころまでの間に、藤沢市湘南台付近でバッグ他数点を遺失した者が、同日午後7時ころ、付近を探しているときに、湘南台駅地下通路の多目的トイレ内でバッグ等を発見し、その一部が未発見であったことから、何者かが物品を抜いた状態でトイレに放置したか、トイレ内で物色して盗んだ可能性が高い。」ことから、多目的トイレに出入りする被疑者の画像を確認するために防犯カメラ映像の提供を求めているものである。

本件の目的外提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものであることから、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨を勘案し、検討した結果、目的外に提供する必要性があると判断したものである。

(3) 目的外に提供することに伴い本人通知を省略する必要性について

個人情報を目的外に提供する場合、本来は当該個人情報の帰属する本人にあらかじめその旨を通知する必要がある。しかし、当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先も特定できないことから、本件に係る本人通知は省略するものである。また、本件は捜査のために行う目的外提供であり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認しているため、本人通知を省略するものである。

(4) 実施時期（予定年月日）

2016年（平成28年）4月14日

(5) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書（写し）
- イ 防犯カメラ設置場所図
- ウ 駅前公共施設における防犯カメラ運用基準
- エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢北警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「平成28年2月5日午前5時ころから、同日午前10時ころまでの間に、藤沢市湘南台付近でバッグ他数点を遺失した者が、同日午後7時ころ、付近を探しているときに、湘南台駅地下通路の多目的トイレ内でバッグ等を発見し、その一部が未発見であったことから、何者かが物品を抜いた状態でトイレに放置したか、トイレ内で物色して盗んだ可能性が高い。」ことから、多目的トイレに出入りする被疑者の画像を確認するために防犯カメラ映像の提供を求めている、とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

ただし、提供する防犯カメラの録画データの提供方法については、捜査機関が閲覧の上、必要な部分のみを提供することを条件とする。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、実施機関では、当該画像データで確認される個人を、照合によって特定することは事実上困難であり、通知の送付先を特定できないことに加え、本件にかかる目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上